

## 越前市共同募金委員会助成実施要綱

### (目 的)

第 1 条 この要綱は、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するために、福祉団体やボランティア団体の活動を応援するため、越前市共同募金委員会（以下「本会」という。）が行う助成の基準や手続きについて定めるものとする。

### (助成対象団体)

第 2 条 助成対象団体は、越前市社会福祉協議会及び越前市内で活動する特定非営利活動法人、福祉団体やボランティア団体とする。

### (助成申請)

第 3 条 助成を受けようとするものは、本会が別に定める助成要領等に基づき助成申請しなければならない。

- 2 前項の助成申請のうち、本会では対応できない事業でかつ、福井県共同募金会で定める共同募金助成基準の広域助成対象となる事業に該当する助成申請は、申請書に本会の意見書を付し福井県共同募金会へ提出するものとする。

### (助成対象事業)

第 4 条 助成対象事業は次のとおりとする。

- (1) 社会福祉協議会が行う地域福祉活動事業
- (2) 福祉団体やボランティア団体等が行う地域福祉を目的とした事業
- 2 前項に掲げる事業であっても、次の各号に該当する事業は助成対象とはしない。
  - (1) 国又は地方公共団体が経営し、又その責任に属するとみなされる事業
  - (2) 設立開始後満 1 ヶ年を経過しない団体が行う事業（ただし、本会が特に認める場合はこの限りではない。）
  - (3) 国籍、宗教、政党、組合などの関係からその対象を特に限定していて一般的に開放されず、構成員の互助共済を主たる目的とする事業等、社会福祉的な性格の明らかでない事業
  - (4) 社会福祉を目的としても、政治、宗教、組合等の手段として行なう事業
  - (5) その名称の如何にかかわらず、営利のために行なっているとみなされる事業
  - (6) 当年度において共同募金との重複感をあたえるような寄付金の公募を実施する事業
  - (7) 助成による効果が期待できない事業
  - (8) 他の補助金等の重複助成を受ける事業や、他の財源をもって実施することが適当と認められる事業

### (審 査)

第 4 条の 2 会長は、第 3 条の助成申請を受けたときは、必要に応じて調査を行い、審査委員会において審査し、運営委員会において可否等を決定するものとする。

- 2 審査委員会は、次に掲げる審査基準により審査を行い、本会に当該審査結果を報告するものとする。

- (1) 事業の目的が適切であり、実現が可能なものであること。
- (2) 事業内容が目的を達成するために有効なものであること。
- (3) 募金を活用することについて、市民の理解を得られる事業内容であること。
- (4) 共同募金運動に対する協力が見込めること。

#### (助成額の決定)

第 5 条 被助成団体への助成金の決定は、福井県共同募金会から、本会へ地域助成額の決定があつてから「助成金決定通知書」を交付し、行うものとする。

#### (交付請求)

第 6 条 被助成団体は、前条の通知を受け助成金の交付を受けようとするときは、別に定める「助成金請求書」を本会に提出する。

#### (助成金の交付)

第 7 条 本会は、前条の助成金請求書を受理した場合は、その内容が適正であることを確認のうえ助成金を交付する。

#### (助成事業の変更)

第 8 条 被助成団体は、助成決定後本会が指定した事業について止むを得ない事情により変更したいときは、事前に「変更申請書」を提出して本会の許可を得なければならない。

#### (事業完了報告)

第 9 条 被助成団体は、助成事業完了後直ちに「事業完了報告書」を本会に提出しなければならない。

- 2 本会は、必要があると認めるときは、助成団体に対して調査を行うことができる。

#### (助成金の経理)

第 10 条 被助成団体は、助成金の使途経理について常時内容を明らかにしておかなければならない。

- 2 被助成団体は、本会又は福井県共同募金会が要求するときは必要な記録及び諸帳簿を提示するものとし、監査を拒むことはできない。
- 3 被助成団体は、助成金の使途に関し、住民への周知を図るよう努めなければならない。

#### (助成の取消)

第 11 条 被助成団体が次の項目に一つでも該当するときは、助成金の全額若しくは一部を本会に返還させることができる。

- (1) 経理状況が極めて不良と認められるとき
- (2) 経理上不都合ありと認められるとき
- (3) 助成決定後事業を一部休止又は廃止したとき
- (4) 助成金を指定された事業以外に使用したとき
- (5) 事実と相違した助成申請又は使途報告を行ったとき

(6) その他、本会及び福井県共同募金会が不相当と認めたとき

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和2年7月1日から施行し、令和4年度共同募金助成事業から適用する。